

大阪市告示第1713号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定に基づき大規模小売店舗内の店舗面積の合計を同法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出があつたので、同法第6条第6項の規定により次のとおり公告する。

令和7年12月19日

大阪市長 横山英幸

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

2025年日本国際博覧会

大阪市此花区夢洲一丁目地先

(2) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

20,542 m²

(3) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

0 m²

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積以下となる日

令和7年10月13日

(5) 廃止する理由

閉業のため

2 届出年月日

令和7年11月25日

3 届出者の氏名及び所在地

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会 事務総長 石毛 博行

大阪市住之江区南港北一丁目14番16号

(経済戦略局産業振興部産業振興課)